

京都市上下水道局小規模緊急工事に係る事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、京都市上下水道局（以下「当局」という。）が管理する下水道取付管、水路、道路側溝等に係る小規模な緊急工事（以下「小規模緊急工事」という。）を、京都市上下水道局緊急工事契約取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）第5条第1項第2号の基本契約方式により施工することに関し、必要な事項を定めるものである。

(小規模緊急工事の施工業者)

第2条 取扱要綱第4条第3項の規定により、同項第2号に掲げる工事（取扱要綱第5条第1項第2号の基本契約方式で実施する工事に限る。）を小規模緊急工事として施行するときは、この要領の規定により小規模緊急工事業者の登録をした者の中から選定した者に発注するものとする。

(登録資格)

第3条 小規模緊急工事業者の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の資格要件を全て満たさなければならない。

- (1) 現に京都市上下水道局取付管新設工事等に係る工事請負契約の参加資格者に関する要綱に規定する請負契約資格者であり、6年以上継続して当該資格を有している者であること。
- (2) 京都市内に本社又は主たる事業所を有していること。
- (3) 第6条の規定による申請を行う日の属する年度の前2年度において、本市と契約し、施工した取付管新設工事、取付管布設替工事、取付管修繕工事、雨水ます新設工事及び小規模工事の施工実績が合計20件以上あること。
- (4) 国税及び市税等の未納がないこと。
- (5) 水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
- (6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (7) 京都市上下水道局緊急工事に係る事務取扱要領に規定する緊急工事業者として登録していないこと。
- (8) 当局が小規模緊急工事を発注した場合には、特別な理由がない限り受注し、受注後は直ちに着工できるよう、年間を通じて、終日の連絡体制及び施工体制（以下「連絡体制等」という。）が整備できること。

(技術的要件)

第4条 申請者は、次の技術的要件を満たさなければならない。

- (1) 常時雇用者として主任技術者を専任で従事させることができること。
- (2) 小規模緊急工事の施工に当たっては、土止め支保工作業主任者、地山の掘削作業主任者等、現場条件に応じた資格を有している者を従事させることができること。

- (3) 小規模緊急工事の施工及び施工時の安全確保に必要な資機材を配備できること。
- (4) 小規模緊急工事の施工中は、必要な交通整理員を適正に配置できること。
- (5) 近隣住民等への周知に当たっては、周知の方法、範囲及び時期等を当局と協議し実施できること。
- (6) 小規模緊急工事の施工に当たっては、事前に施工方法等を当局と協議し実施できること。
- (7) 当局の指示に従うとともに、現場の状況に応じて適切に対応することができること。

(申請者の募集)

第5条 申請者は、2年ごとに募集するものとする。

- 2 前項の募集の詳細は、登録期間の初日の概ね2か月前に総務部契約会計課及び下水道部管理課において掲示するとともに、当局のホームページにおいて公表する。

(申請手続)

第6条 申請者は、小規模緊急工事業者登録申請書に次に掲げる書類を添えて、京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）が指定する期日までに、管理者に申請しなければならない。

- (1) 緊急連絡先等の一覧表
- (2) 下水道取付管等工事の施工実績を証するもの
- (3) その他管理者が必要と認めるもの

- 2 前項の申請方法等は別に定める。

(登録)

第7条 管理者は、前条の申請に不備がなく、申請者が第3条の登録資格及び第4条の技術的要件を満たしていると認めるときは、当該申請者を小規模緊急工事業者に登録するものとする。

- 2 登録期間は、第5条の募集をした年度の翌年度の4月1日から2年間とする。
- 3 下水道部管理課は、別表に示すブロックごとに、登録することを決定した業者（以下「登録業者」という。）の申請順に登録を行い、登録業者の社名、担当するブロック、発注する順位等を記載した名簿（以下「登録名簿」という。）を作成するものとする。
- 4 登録名簿は、総務部契約会計課及び下水道部管理課において掲示する。

(登録期間の連絡体制等)

第8条 登録業者は、登録期間において連絡体制等を整備し、小規模緊急工事発生時の対応に備えなければならない。

- 2 連絡体制等の整備に要する経費は、登録業者の負担とする。

(基本契約の締結)

第9条 登録業者は、登録期間の開始日までに、取扱要綱第5条第1項第2号に定める基本契約を締結するものとする。

2 基本契約の適用期間は、登録期間と同一とする。

(契約事務手続)

第10条 登録業者に発注する小規模緊急工事の契約事務の手続は、次のとおりとする。

- (1) 工事発注課は、登録名簿に定める順位に従って、小規模緊急工事を発注する登録業者を選定する（当該登録業者に連絡が取れない場合など、速やかな着工が見込めないときは次順位の登録業者とする。）。
- (2) 工事発注課は、発注しようとする小規模緊急工事につき、「緊急工事の施工及び発注について」（様式第1号）を作成し、予定価格に応じ、専決権者による施行の決定を得たうえで、緊急工事施工指示書（様式第2号。以下「指示書」という。）を選定された登録業者（以下「施工業者」という。）に提示する。
- (3) 指示書の内容を承諾した施工業者は、速やかに緊急工事施工請書（様式第3号）を工事発注課に提出する。
- (4) 工事発注課は、前号の請書に基づき、施工業者と協議のうえ工事を発注する。
- (5) 工事内容の確定後、工事発注課は、速やかに設計書を作成するとともに予定価格を設定し、施工及び見積執行併用予定価格調書（様式第4号）の決定を得て、施工業者と価格交渉を行い、契約金額を決定する。
- (6) 工事発注課は、契約伺（様式第5号）により予定価格に応じた専決権者の決定を得る。
- (7) 施工業者は、決定した契約金額による工事請書（様式第6号）を工事発注課に提出する。ただし、契約金額が100万円を超えるものにあつては、工事請書に代えて、工事請負契約書（当局が標準契約書として定め公表しているものをいう。）を締結するものとする。

(契約の変更)

第11条 工事発注課は、前条第2号による施行の決定の内容について、工事内容が確定するまでに、次のいずれかの変更が生じることが明らかとなった場合は、変更後の工事内容に応じた専決権者の決定を得なければならない。

- (1) 契約金額が増額となる場合（専決権者に変更がない範囲の増額を除く。）
- (2) 施工範囲を拡大し、又は工期を延長する場合

(登録の取消し等)

第12条 登録業者は、第3条の登録資格又は第4条の技術的要件を満たさなくなったときは、遅滞なく書面により届け出なければならない。

2 管理者は、登録業者が次のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことがある。

- (1) 前項の届出があつた場合のほか、登録業者が第3条の登録資格又は第4条の技

術的要件を満たさなくなったと認めるとき。

- (2) 登録業者が上下水道に関する法令等に違反したとき。
- (3) 登録業者が偽りその他不正の手段により申請したことが判明したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、管理者が登録業者として適当でないと認める行為があったとき。

(雑則)

第13条 管理者は、特別の理由があるときは、登録業者に担当するブロック以外のブロックにおける小規模緊急工事を施工させることができる。

(補則)

第14条 この要領に定めがない事項については、京都市上下水道局契約規程及び関係法令によるほか、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 下水道取付管等緊急修繕工事業者登録要綱は廃止する。

(経過措置)

- 3 要領第7条及び第10条の規定にかかわらず、令和7年度については、特段の定めがある場合を除き、廃止前の下水道取付管等緊急修繕工事業者登録要綱第7条による登録の名簿の上から順に選定するものとする。

別表（第7条関係）

行政区ブロック

ブロック	管轄区域
A	きた下水道管路管理センター管轄区域
B	みなみ下水道管路管理センター管轄区域